

## 北本市老朽空き家等解体補助事業について

### ■制度の目的

空き家が点在する要因の一つとして解体費用の負担が挙げられていますが、土地の利活用の促進と流通が困難な空き家を減らすことを目的として、解体費用の一部を補助する制度が4月1日より始まりました。

### ■制度の内容

- (1) 補助対象者
- ①空き家の所有権を有している方
    - ※共有している場合は共有者全員の同意を得ている方
    - ※所有権以外の権利者は所有権者の同意を得ている方
  - ②市税等の滞納がない方
- (2) 補助対象建物
- ①昭和56年5月31日以前に着工された一戸建ての住宅  
(賃貸の用に供していたものを除く)
  - ②空き家として5年以上使用されていないもの
  - ③公共事業による移転等の補償の対象になっていないもの
- (3) 補助対象工事
- ①老朽空き家等を解体して更地にする工事
    - ※家財などの動産処分費は除く
- (4) 補助金の額【最高30万円】
- ①基本額：解体費の2分の1とし20万円を限度
  - ②加算額：市内業者が解体：10万円を加算
    - ※①と②の合計は補助対象工事費を上限とする
- (5) その他
- 令和6年3月31日までの時限制度

### ■申請などの状況

○相談13件・申請3件

- ・6月広報に記事を掲載し、リーフレットを関係団体に配布して周知。
- ・相談の中には補助対象になる物件があり、今後も申請が増えてくると予測されます。